

令和4年度第3回企画展

衛生のはじまり、 明治政府と

コレラのたたかひ

明治十二年 虎列刺病流行紀事

病毒發生ノ原因及感染ノ媒介
一發ス全ツ傳染ナラン北宇和郡ハ五月十四日務田村ノ
同級温泉ニ浴シ歸後發病南宇和郡ハ同月十五日ハ
ルニ因リ宇和郡ハ七月七日本郡ニ發ス發病
ス前發者ハ原因不詳後ハ本郡ニ發ス發病
本郡ニ發ス發病者大分縣下豊後國濱脇
帯ヒ來リ此地ニ於テ發
相氣郡ハ十五日
庄村ニ來宿ス

公衆衛生

令和5年

入場無料・予約不要

1月14日(土) ▶ 3月12日(日)

開催時間：午前9時15分～午後5時

期間中無休

記録を守る、未来に活かす。



独立行政法人
国立公文書館
NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園 3-2
TEL：03-3214-0621

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会期が変更になる場合があります。ご来館前に当館HP等をご確認ください。

衛生のはじまり、 明治政府とコレラのたたかい

欧米に並び立つ国家を目指していた明治政府は、諸外国の衛生を学び、取り入れ、明治8年（1875）には、衛生を専門に担う行政機関として内務省衛生局を設置しました。しかしながら、その数年後には幕末に甚大な被害をもたらしたコレラが再び蔓延し、流行を繰り返します。生まれて間もない日本の衛生行政は、コレラとのたたかいを通じて整えられていきました。

本展では、衛生行政のはじまりと、コレラに立ち向かう政府の様子、そして、コレラ以外も対象としたより広い伝染病の予防に関する制度が確立するまでをご紹介します。

プロローグ 幕末コレラと養生書



日本で最初にコレラの流行が確認されたのは、文政5年（1822）。九州地方で発生したコレラが西日本を中心に流行し、原因も治療法もわからない伝染病は、人々を恐怖に陥れました。外国との交流が増えるなかで、安政5年（1858）、文久2年（1862）には東日本にも流行が広がり、短い期間で多数の患者・死者を出しました。

海を越えてやって来た病に対抗するには、海のむこうの知識を。西洋医学から病への対処法を学ぼうとする気運が高まりました。

安政筒労痢流行記



※資料保存のため、原本については期間限定の展示となります（原本展示期間外はパネル展示）。

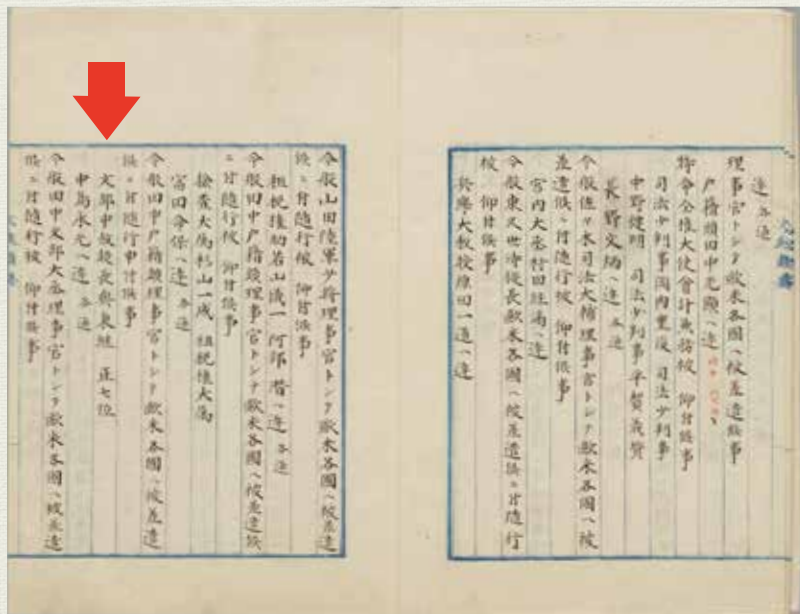
安政5年、長崎に寄港したアメリカ船から広がったコレラ（筒労痢、虎狼痢、虎列刺とも）は、江戸にも大きな被害をもたらしました。画像は、コレラによる死者の棺で満杯となり火葬が追いつかない様子を描いた図です。本書には、コレラ流行に脅え加持祈祷にすぎる人々の様子から、西洋のコレラ治療法まで、幅広い情報が記されています。安政5年刊、全1冊。内務省旧蔵。 【請求番号：195-0364】

第1章 欧米へのまなざし



幕末に高まった西洋医学への期待は、明治政府にも引き継がれました。医学書に学び、情報を集め、新しい医学・医療のあり方を模索する取組が続けられます。明治4年に日本を出発した岩倉使節団に同行させた文部省随員が欧米の医学教育の実態を見聞き、公衆衛生の概念を学び、のちの日本の衛生行政に大きな影響を与えました。

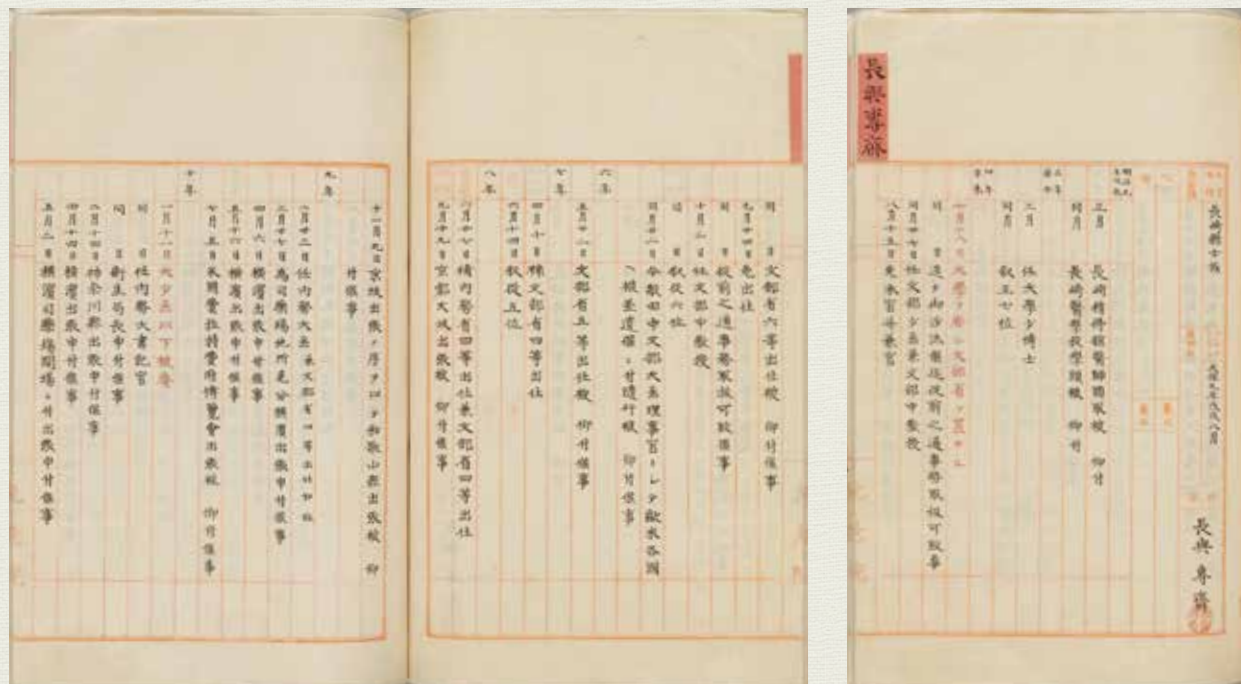
岩倉使節団の派遣



岩倉使節団の主たる目的は不平等条約改正の交渉にありましたが、欧米の実態を見聞きできる機会を国づくりに活かすため、各分野に秀でた人物が随員として派遣されました。文部省からは、一般の教育以外に医学教育制度を学ぶため、医学に明るい長与専齋（兼継）(1838-1902)が選出されました。

【請求番号：太 00310100】

長与専齋の職務経歴書



文部省随員として欧米に渡った長与は、これからの医療にとっては衛生の考え方が非常に重要である、と学びます。帰国後、明治8年に内務省衛生局が設けられた際は初代局長に就任し、以後17年もの長きにわたり局長を務め、日本の衛生行政の基礎を築きました。

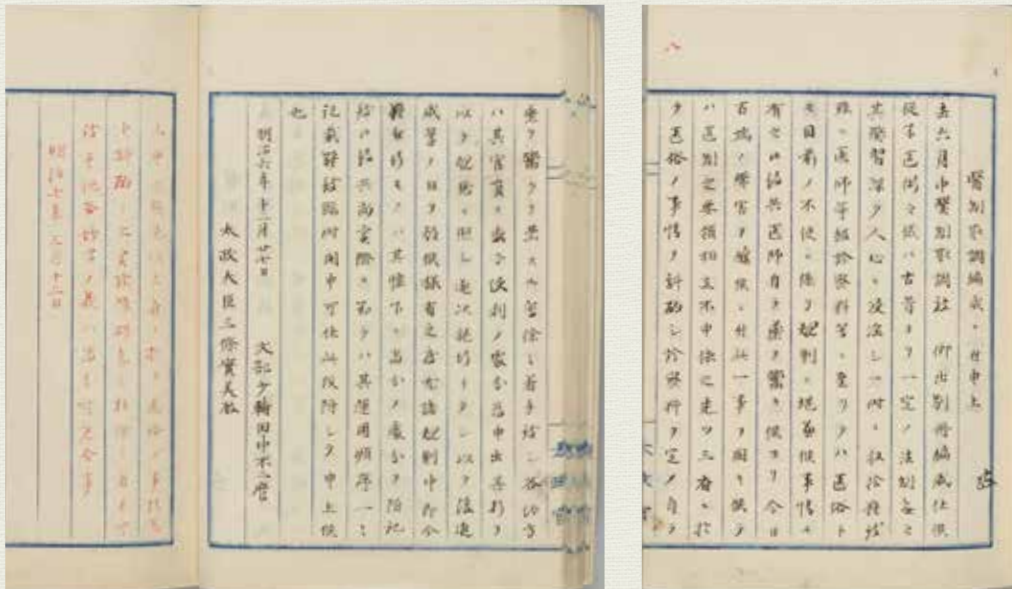
【請求番号：職 00149100】

第2章 衛生のための組織をつくる



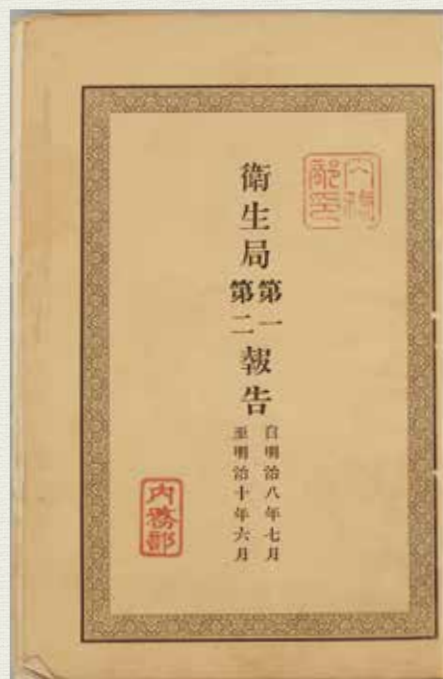
国民の健やかな生活を守るための業務を担う組織とは、どうあるべきか。制度のあり方を考え、欧米に学ぶうち、明治政府では、医学教育のための組織とは別に衛生行政のための組織を設置することの重要性が認識されます。明治5年に文部省内に医務課が置かれ、紆余曲折を経て、明治8年の内務省衛生局の設置に至ります。この衛生局が、明治・大正期の衛生行政を支えていく存在となりました。

医制編成上申



明治7年3月、全76か条からなる医制が制定されました。医療に関わる職業の試験制度や医療制度について定めた日本初の規則です。後に、医学教育に関する条項（25か条）は文部省の、衛生事務等の条項（51か条）は内務省の職掌とされました。
【請求番号：公副01190100】

内務省衛生局の年報



内務省衛生局では、同局の活動をまとめた年報が明治10年から作成されました。第一・二号が合冊刊行された際は、巻頭に「本局沿革ノ概略」が収録されました。「概略」末尾には、衛生を普及させるためには中央で制度を整えるだけでは足りず、各地方との連携が不可欠である、という趣旨が述べられています。

【請求番号：記00990100】

第3章 明治初期のコレラ流行



明治10年、明治維新後初のコレラ流行が起きました。内務省衛生局が設置されたわずか2年後のことでした。流行の実態を把握し、蔓延を食い止め、よりよい予防法・治療法を集めるべく、衛生局は奔走します。明治10年代に繰り返されたコレラの流行は、政府として伝染病に対処する指針を打ち出すきっかけとなりました。

西南戦争従軍兵とコレラ

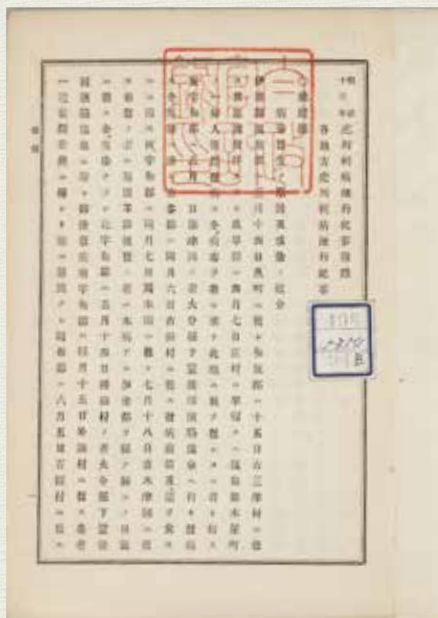


明治10年10月、西南戦争から帰還する陸海軍の兵に対し、指定の港への入港制限や、検疫所でのコレラ検査の実施が布達されました。西南戦争に従軍した兵にコレラ患者が多数確認されたため、患者の移動による被害拡大を食い止めようとしたのです。

しかし、コレラ菌に対する研究が進み予防や治療の方法が一般的となる以前の出来事でもあり、この年の流行を防ぐことはできませんでした。

【請求番号：公副 02096100】

これらびょう 虎列刺病流行紀事



明治12年3月にはじまるコレラ流行は、患者16万人超、うち死者10万人超という、明治期最大規模の被害をもたらしました。本書は、同年のコレラ患者・死者数の統計等を詳述し、明治15年に出版された報告書です。加熱処理のされていない魚料理を食したことや、川の水を直接飲んだことなど、感染の原因ではないかと疑われる事項については特に細かく報告されました。内務省衛生局編、明治15年刊。

【請求番号：ヨ 498 - 0094B】

虎列刺病予防仮規則制定ノ件



明治政府は、伝染病が流行する度に予防や治療に関する臨時の規則を發出していましたが、流行がはじまってから対処していたのでは手遅れになる、という危機感を抱いていました。そこで、明治12年1月から伝染病に関する予防規則の制定を進めていましたが、3月にはじまったコレラ大流行により中断を余儀なくされました。

同年6月、制定が進められていた上記規則から、コレラに対するものを抽出し、虎列刺病予防仮規則として、急ぎ発行されることになりました。

【請求番号：公副 02483100】

伝染病予防規則公布ノ件



明治12年コレラ流行の影響で一旦は中断されていた伝染病の予防規則の制定は、流行状況が落ち着いた翌13年に結実しました。

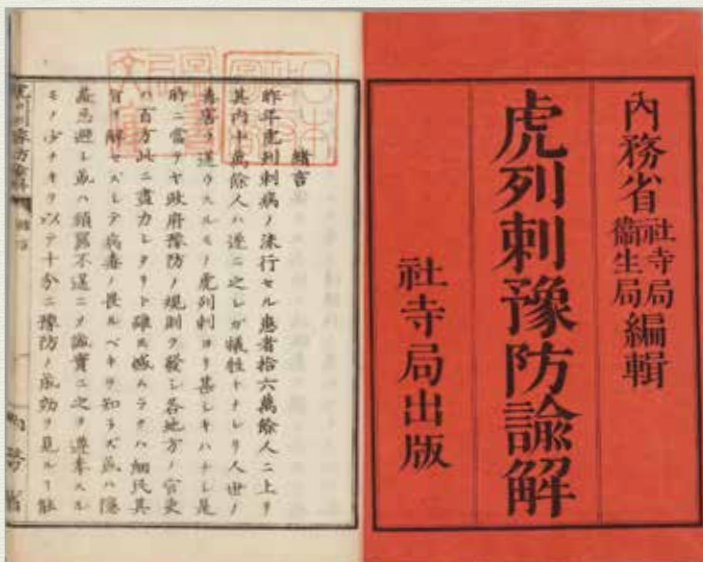
伝染病予防規則の目的は、脅威となり得る伝染病名とその予防策をあらかじめ定めることで、患者が確認された際、法令にのっとった適切な対応を迅速にとる体制を築いておくことでした。そこで、当時、特に問題となっていたコレラ・腸チフス・赤痢・ジフテリア・発疹チフス・天然痘の6つの病について、本規則にのっとった対応をとるよう定められました。

【請求番号：公副 02877100】

第4章 コレラを流行させない社会を目指す

明治前半期、生命を脅かす大きな問題であったコレラ。流行を防ぐために様々な制度を定めるとともに、予防方法を周知する活動等も行われました。水を介して広まる病であるという特性から、欧米にならって鉄製の水道管を用いた上下水道の導入がはじまったのもこの頃です。伝染病の流行を極力防ぎ、もし被害が発生しても最小限にとどめられる環境を整備する取組が進みました。

虎列刺^{さとし}予防の諭解



伝染病から身を守るには、ひとりひとりが予防方法の知識を身につけることも大切です。未だ一般に馴染みが薄いコレラ予防策を浸透させるため、社寺等における説諭を活用する取組も行われました。コレラ予防の話を説諭に組み込めるよう、僧等の教導職向けに、本書が編まれました。日常で活用できる具体的なコレラ予防策や、家族に患者が出た際に感染を拡大させないための方法などが記されています。内務省編、明治13年刊、全1冊。

【請求番号：196-0030】

水道条例ヲ定ム



明治10年代から、一部の居留地や港では西洋式水道の導入を進めていました。コレラ等の水を介して広まる伝染病の流行を防ぐには清潔な水の供給が肝要である、との認識が広まるにつれ、西洋式の水道の普及が急がれましたが、水道に関する法律の整備は遅れていました。水道事業に関する日本初の基本法である水道条例が制定されたのは、明治23年2月のことでした。

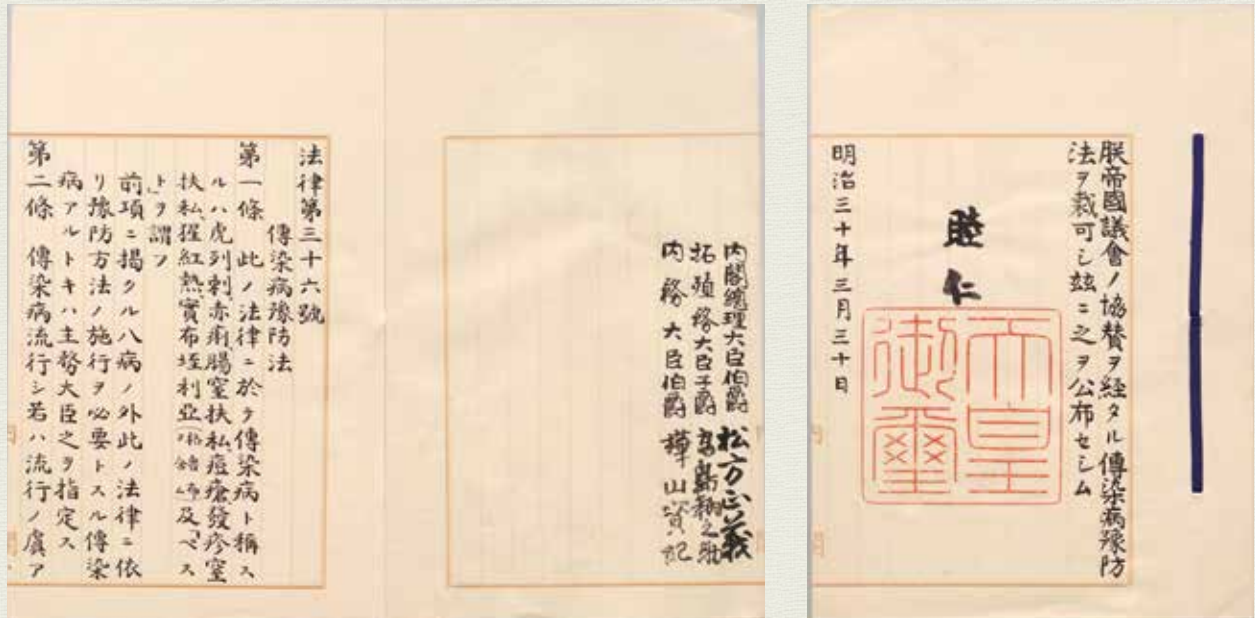
【請求番号：類 00509100】

エピソード 続く伝染病とのたたかい



コレラ予防のために取るべき措置や被害が確認された際の対応策は、徐々に社会に浸透していきました。明治30年前後には、日本にとって新たな伝染病であるペストの問題も浮上してきます。時代とともに変化する伝染病の脅威に対応していくことが、引き続き、政府の役割として求められました。

伝染病予防法



※資料保存のため、原本については期間限定の展示となります（原本展示期間外はパネル展示）。

明治10年代以降、幾度もコレラ流行とその対応を通じて、伝染病に対する予防策をあらかじめ定め、流行時にはその予防策にのっとって行動することの大切さが実感されました。明治30年、コレラを含む8つの伝染病を対象に「伝染病予防法」が定められます。この法律は平成10年（1998）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）が公布され、翌年施行されたことに伴い廃止されるまで、100年もの長きにわたり日本の伝染病予防の根幹を担いました。

【請求番号：御 02674100】





〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園3-2
TEL:03-3214-0621

アクセス▶東京メトロ東西線竹橋駅下車[1b出口] 徒歩5分

<https://www.archives.go.jp/>



 @JPNatArchives
 @JPNatArchives